

# 石川県公報

平成 24 年 1 月 6 日

第 1 2 4 5 5 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示		公 告	
一般競争入札の落札者等 (管財課)	1	保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (森林管理課)	3
生活保護法に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出 (厚生政策課)	1	漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出 (水産課)	3
生活保護法に基づき指定を受けた施術者の氏名又は施術所の所在地の変更の届出 (同)	2	県道の区域の変更 (道路整備課)	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止の届出 (同)	2	政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術者の氏名又は施術所の所在地の変更の届出 (同)	2	指定希少野生動植物種の指定に係る公告 (自然環境課)	6
青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	3	指定希少野生動植物種の指定のための公聴会の開催公告 (同)	7
		石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産課)	7
		委託業務に係る企画提案書の募集公告 (競馬総務課)	10

## 告 示

### 石川県告示第1号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成7年条約第23号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成24年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
モニタリングポスト 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部管財課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日  
平成23年12月16日
- 落札者の名称及び所在地  
日立アロカメディカル株式会社  
東京都三鷹市牟礼六丁目22番1号
- 落札金額  
43,890,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
平成23年11月4日

### 石川県告示第2号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成24年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
小 西 寛 (ひまわり接骨院)	加賀市大聖寺南町ホ3丁目8番地	平成22年10月31日
中 村 康 彦 (中村鍼灸療院)	白山市湊町3号38番地	平成23年12月1日

## 石川県告示第3号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり氏名又は施術所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成24年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	変更年月日
新 坂 本 昌 彦 旧 手 鹿 昌 彦	てが接骨院	かほく市宇野気又197番1号	平成22年9月1日
唐 木 均	串接骨院	新 小松市串町庚1番地8 旧 小松市串町庚1番地7	平成23年12月1日

## 石川県告示第4号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成24年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
小 西 寛 (ひまわり接骨院)	加賀市大聖寺南町ホ3丁目8番地	平成22年10月31日
中 村 康 彦 (中村鍼灸療院)	白山市湊町3号38番地	平成23年12月1日

## 石川県告示第5号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり氏名又は施術所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成24年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	変更年月日
新 坂 本 昌 彦 旧 手 鹿 昌 彦	てが接骨院	かほく市宇野気又197番1号	平成22年9月1日
唐 木 均	串接骨院	新 小松市串町庚1番地8 旧 小松市串町庚1番地7	平成23年12月1日

**石川県告示第6号**

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成24年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	美熟女の昼下がり ~もっと、みだらに~	オ - ピ - 映 画
"	いんぴ巫女 快感エロ修行	"
"	美女家庭教師の谷間レッスン	"
"	白夜行 - 白い闇の中を歩く - (原題) WHITE NIGHT	ギ ヤ ガ

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

平成23年12月21日

**石川県告示第7号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

小松市西俣町ヲ49から53まで、56から59まで、ナ4から8まで、ラ1、ム1、ウ2、井1から6まで、7の甲、7の乙、ノ1、2の甲、2の乙、3、4、5の甲、5の乙、6、7、8の甲、8の乙、9、オ1の甲、1の乙、2の甲、2の乙、3、4の甲から4の丙まで、5、6、丸山町キ19の1から19の4まで、20、子1

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**石川県告示第8号**

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成24年1月6日から同月20日まで一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

発 起 人		加入区	法第113条第1項の規定による漁業協同組合に対する申出	縦覧場所
氏 名	住 所			
藤 田 修 好	輪島市門前町藤浜1の32番地	門 前 町	行 う	石川県漁業共同組合門前支所
玉 谷 康 治	輪島市門前町劔地夕の12の2番地			
六 田 明 憲	輪島市門前町深見11の11番地			
木 下 太 助	珠洲市飯田町26部26番地	珠洲中央	"	石川県漁業協同組合すず支所
濱 田 浩 二	珠洲市飯田町26部17番地			
濱 野 慶 弘	珠洲市野々江町ラの部23番地8			
大 根 春 勝	七尾市石崎町口部119番地	七 尾	"	石川県漁業協同組合ななか支所
竹 内 博	七尾市石崎町口部89番地			
達 明 弘	七尾市石崎町1部1番地			

### 石川県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年1月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成24年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
田尻祖母浦半浦線	下記区間を道路区域から除外する。			中能登土木総合事務所維持管理課
	七尾市能登島日出ヶ島町る部31番1地先から		6.85～23.00	
	七尾市能登島日出ヶ島町小泉142番1地先まで			
	及び		7.75～21.05	
七尾市能登島日出ヶ島町い部33番1地先から				
	七尾市能登島二穴町い部28番1地先まで		260.5	

## 公 告

### 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成24年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

##### (1) 調達役務の名称及び数量

- ア 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その1） 一式
- イ 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その2） 一式
- ウ 県庁舎清掃管理業務委託（警察本部庁舎） 一式

##### (2) 調達案件の仕様等

調達をする特定役務に関し、知事が入札説明書で指定する内容等であること。

##### (3) 履行期限

平成25年3月31日

##### (4) 履行場所

石川県金沢市鞍月1丁目地内

##### (5) 入札方法

(1)の調達役務ごとにそれぞれ入札する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の

100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 平成23年度に石川県において締結が見込まれる特定役務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成23年石川県告示第165号)に基づき、競争入札参加資格の審査においてAの等級に格付けされた者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル衛生管理法」という。)の規定に基づく都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営む者であること。
- (4) 業務責任者との連絡体制を完備している者であり、かつ、業務責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃に着手できる者であること。
- (5) 業務責任者、作業責任者及び副作業責任者を専任で1名以上配置できる者であること。
- (6) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。
- (7) ビル衛生管理法に規定する特定建築物又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。)の清掃業務を平成21年1月1日以後、12箇月以上継続して誠実に履行した実績を有し、当該業務の履行が可能であると認められる者であること。

## 3 入札参加資格者確認申請書の提出期限及び場所

入札者は、1(1)の調達役務ごとにそれぞれ入札参加資格者確認申請書に2(3)から(7)までの資格を証明できる書類を添付して、平成24年2月2日(木)午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部管財課庁舎管理グループ  
電話番号 076-225-1263
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の交付場所において手渡し
- (3) 入札説明会  
実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により平成24年2月10日(金)午後5時までに(1)の場所に必着するよう提出すること。
- (4) 入札書の受領期限  
平成24年2月16日(木)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。あて先は、(1)の提出場所とする。)
- (5) 開札の日時及び場所  
1(1)ア 平成24年2月16日(木)午後2時00分  
1(1)イ 平成24年2月16日(木)午後2時30分  
1(1)ウ 平成24年2月16日(木)午後3時00分  
石川県庁行政庁舎603会議室

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 入札参加者資格審査  
この一般競争入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならない。ただし、すでに競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りでない。
- (4) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

## (5) 契約書の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であって、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) 手続における交渉の有無

無

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

## (1) Nature of services required

Commission to clean Ishikawa Prefectural office (administration office 1)

Commission to clean Ishikawa Prefectural office (administration office 2)

Commission to clean Ishikawa Prefectural office (police headquarters)

## (2) Deadline

31 March 2013

## (3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Office

## (4) Inquiry section, regarding notice of tender

Property Custody Division, Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920 - 8580 Japan

TEL (076) 225 - 1263

## (5) Time limit of tender

12:00 p.m.16 February 2012

## 指定希少野生動植物種の指定に係る公告

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）第140条第1項の規定により、指定希少野生動植物種を指定するため、その指定の案を石川県環境部自然環境課に備え置いて、この公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該縦覧期間が経過する日までの間に、知事に指定についての意見書を提出することができる。

平成24年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 指定希少野生動植物種の指定

## 1 指定する種

分 類	種 名 (和 名)	科 名
動 物	ホクリクサンショウウオ	サンショウウオ科
植 物	センダイハギ	マメ科
”	ヒメヒゴタイ	キク科
”	トウカイコモウセンゴケ	モウセンゴケ科
”	イシモチソウ	”

## 2 指定の理由

当該種は、生息地及び生育地が局限され、又は、過度に分断されている種であり、人為的影響等により個体群が危機的水準まで減少し、特にその保護を図る必要があるため。

## 指定希少野生動植物種の指定のための公聴会の開催公告

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号)第140条第6項の規定により、指定希少野生動植物種の指定のための公聴会を次のとおり開催する。

平成24年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 開催期日及び場所

平成24年1月30日(月)午前10時から

石川県行政庁舎11階1103会議室

## 2 指定する種

分 類	種 名(和 名)	科 名
動 物	ホクリクサンショウウオ	サンショウウオ科
植 物	センダイハギ	マメ科
"	ヒメヒゴタイ	キク科
"	トウカイコモウセンゴケ	モウセンゴケ科
"	イシモチソウ	"

(指定の案については、平成24年1月6日から同月20日まで石川県環境部自然環境課に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 公述の申出

## (1) 申出の期限

平成24年1月20日

## (2) 申出の手續等

公述人として意見を述べることができる者は、石川県内の住民とし、意見を述べようとする場合は、(1)の期限までに、別記様式による意見申出書を4(1)の提出先に提出すること。

なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、一部の者を公述人に選定することがある。

## 4 その他

## (1) 意見申出書の提出先及び問い合わせ先

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県環境部自然環境課

## (2) 公述の申出がない場合

3(1)の期限までに申出がない場合は、公聴会を開催しない。

なお、その場合は、当該期限が経過した後、その旨県公報に登載する。

(別記様式)

## 意 見 申 出 書

平成24年1月30日に開催される指定希少野生動植物種の指定のための公聴会において、次のとおり意見を公述したいので申し出ます。

年 月 日

石川県知事 殿

住 所

(電話番号 )

氏 名

印

生年月日

職 業

意見の要旨 別紙のとおり (注)

(注) 意見の要旨及びその理由を具体的に、400字詰め原稿用紙1枚以内に、横書き、楷書で書いてください。

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物

資源の保存及び管理に関する計画(平成22年12月17日公表。以下「石川県計画」という。)の全部を平成23年12月26日に変更したので、変更後の石川県計画を次のとおり公表する。

平成24年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

#### 第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成21年の生産量で6.5万トン(全国第18位)、生産額は210億円にのぼり、全国的には中位に位置している。

また、漁業就業者数は、約4千人であり、能登地方の多くの沿岸地域においては、水産業は、中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県沖合水域は、表層では暖流の対馬海流が流れ、底層では日本海固有水といわれる特異な海水が占めていること等から、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展の重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から、漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第3条第1項の規定により定められた海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(平成23年12月12日公表。以下「基本計画」という。)により決定された漁獲可能量の県の本県の数量について適切な管理措置を講じることとする。

4 さらに、広域資源を回復させるために必要な漁獲努力量の削減措置を主体とした資源回復計画の公表に伴い、対象となる海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲努力可能量のうち本県の量について適切な管理措置を講じることとする。

5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

6 並びに、漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量実績の的確な把握に努めることとする。

7 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた限度量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産総合センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

8 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

9 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

10 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

#### 第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成23年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次のとおりである。

(1) まあじ、まいわし、するめいか 平成23年1月から同年12月まで 若干

(2) まさば及びごまさば 平成23年7月から平成24年6月まで 若干

(3) ずわいがに 平成23年7月から平成24年6月まで 302トン

2 第1種特定海洋生物資源の平成24年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

(1) まあじ、まいわし、するめいか 平成24年1月から同年12月まで 若干



(2) まさば及びごまさば 平成24年7月から平成25年6月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定

(3) ずわいがに 平成24年7月から平成25年6月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定

### 第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

#### 1 すけとうだら

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)及びはえなわ(すけとうだら)漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

#### 2 まあじ、まいわし、まさば及びごまさば

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

#### 3 するめいか

5トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあっては、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう指導するとともに、漁獲実態の把握に努めることとする。また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

#### 4 ずわいがに

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業する。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

### 第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

#### 1 第2種特定海洋生物資源の平成23年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりである。

あかがれい 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)

平成23年4月1日から同年5月31日まで 3,884隻日

#### 2 第2種特定海洋生物資源の平成24年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりである。

あかがれい 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)

平成24年4月1日から同年5月31日まで 3,884隻日

### 第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

#### 1 第2種特定海洋生物資源の平成23年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりとする。

あかがれい 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)

平成23年4月1日から同年5月31日まで 3,884隻日

#### 2 第2種特定海洋生物資源の平成24年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりとする。

あかがれい 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)

平成24年4月1日から同年5月31日まで 3,884隻日

### 第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)については、石川県沖合海域のあかがれいの資源回復を図るために、「石川県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

また、知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告体制の整備を進めることとする。

### 第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

#### 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

#### 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

## 委託業務に係る企画提案書の募集公告

次のとおり企画提案書の提出を募集する。

平成24年1月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 業務の概要

## (1) 業務名

平成24年度金沢競馬販売促進事業に係る実施計画作成業務

## (2) 業務の内容

平成24年度金沢競馬における集客及び売得額の一層の向上を図るため、効果的かつ効率的に広告媒体を活用し、及びイベント、ファンサービス等を実施する金沢競馬販売促進事業に係る実施計画作成業務

## (3) 履行期限

平成24年3月23日

## 2 参加資格及び評価基準

## (1) 参加資格

ア 過去において、各種広告やイベント、ファンサービス等の広告代理業務に携わった実績を有する者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、少なくとも1者がこれを満たすものであること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たすものであること。

ウ 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による資格者名簿に登載されている者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たすものであること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たすものであること。

オ 役員(役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、又は暴力団関係者(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これらと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。)と認められる者でないこと。

## (2) 評価基準

ア 基本方針及び目標の妥当性

イ 運営組織及び執行体制のあり方

ウ 広告媒体の効果的な活用

エ イベント及びファンサービスの効果的な活用

オ その他集客促進及び売得向上が期待される企画の実施

カ ウからオまでの評価基準に定める事項の実施に係る経費積算の妥当性

## 3 募集要項の交付

## (1) 交付場所

〒920-3105 石川県金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

T E L 076 (258) 5761 F A X 076 (258) 4291

## (2) 交付期間

平成24年1月6日(金)から同月31日(火)午後5時までとする。

## 4 企画提案書の提出

## (1) 提出先

〒920-3105 石川県金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

T E L 076 (258) 5761 F A X 076 (258) 4291

## (2) 提出期限

平成24年2月20日(月)午後5時までに、(1)の提出先へ持参又は郵送により提出すること(FAXによる提出は、受け付けない)。

#### 5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案書について、2(2)の評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定するものであり、提出のあった企画提案書に基づく各提案者からのプレゼンテーション及び審査会を経て、選定するものとする。選考結果については、平成24年3月上旬(予定)に各提案者に通知するものとする。

なお、選定された企画提案内容については、これを直ちに契約内容とするものではなく、石川県と当該事業者とが提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で、実施計画を策定するものとし、このことについて、参加者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

#### 6 その他

(1) 質問については、4(1)の提出先において、平成24年1月31日(火)午後5時まで受け付けるものとする。なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、FAX又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。

(2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案書については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。なお、これについて出席、提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とするほか、提出書類は、返却しないこととする。

